

新宿区環境審議会（概要）

平成24年7月15日

1 設置目的

新宿区では、「環境基本法」及び「新宿区環境基本条例」の規定に基づき、区長の附属機関として「新宿区環境審議会」を設置。

区長の諮問に応じ「環境基本計画」に関することをはじめ、環境の保全に関する基本的事項の審議を行う。

2 委員構成

審議会は、学識経験者等（5名）、区民代表（5名）・区内で活動する事業者代表（5名）及び新宿区環境清掃部長（1名）計16名。

別紙「新宿区環境審議会委員名簿」のとおり

3 任期

平成24年7月15日～平成26年7月14日まで

4 開催回数

年4回程度

5 主管課

新宿区環境清掃部環境対策課

6 平成24年度の主な議題

- (1) 新宿区第二次環境基本計画の策定について
- (2) 環境影響評価
- (3) 環境マネジメントシステムの推進
- (4) その他

7 参考

(1) 環境基本法

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(2) 新宿区環境基本条例

第4章 環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、新宿区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、16人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、新宿区規則で定める。